

奈良県告示第百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定により、次のとおり三郷町営土地改良事業の工事が完了した旨の届出があつた。

平成二十一年九月八日

奈良県知事 荒井正吾

届出者	事業名	事業同意年月日	地区名	事業年度	完了年月日
三郷町長 秋田 新平	水と農地活用 促進事業（ため池整備）	平成二十一年二月二十五日	勢野大池地区	平成二十年度	平成二十一年三月二十四日